

「令和4年度大阪府食品衛生監視指導計画（案）」に対する意見

2022年2月16日

全大阪消費者団体連絡会

□第1 監視指導計画の基本的事項

①HACCP に沿った衛生管理の経過措置期間が昨年6月末に終了した。事業者が適切に運用できるよう、引き続き、助言・指導と監視を進めていただきたい。

□第2 監視指導の実施に関する事項

②近年の国内収去検査で輸入食品の違反事例が見つかっている。今後、経済連携協定の進展に伴う輸入食品の増加やグローバル化に伴うフードチェーン等の複雑化等が見込まれており、輸入食品について検査件数を増やすことを含めて監視指導を計画的に強めていただきたい。

③今年に入り、うなぎ、アサリの産地偽装事件が発覚している。また、加工食品の原料原産地表示の経過措置期間が3月末に終了するが、内容が複雑なこともあり、意図せざる違反が生じてしまうことも想定される。適正な原産地・原料原産地表示を計画の重点に追加して、悪質事例への厳正対処と適正表示のための助言・指導の強化を進めていただきたい。

□第4 リスクコミュニケーション等の実施に関する事項

④情報発信が、計画案すべての事項においてホームページ・メールマガジン中心となっている。若者世代はそれでも良いが、食中毒等で危険な状況に直面する可能性が高い高齢者に対しては、居ながらにしていち早く情報を得られるテレビ・ラジオでの発信も位置付けていただきたい。

□その他

⑤令和2年度大阪府食品英才監視指導計画実施結果によると、市場食品衛生検査所等が行った監視件数、試験検査件数は目標数・計画数に沿っているが、保健所等が行った監視件数は目標数の7割、大阪健康安全基盤研究所が行った試験検査は計画数の3割に留まっている。新型コロナウイルス感染拡大に人員、機材等を充てる必要に迫られたためと思われ、やむを得ない状況ではあるが、その中で食の安全安心のための事業が十分に実施できていないことも事実である。令和4年度については、できる限りの事業実施に努めていただきたい。

⑥新たな感染症の発生は今後も十分に想定されることであり、食品衛生を含めた府民の保健衛生を守る保健所の人員・予算の充実強化を計画的に進めていただきたい。

以上